

委員会提出議案第元（31）－2号

精神障がい者に交通運賃割引制度の適用を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年6月21日

あきる野市議會議長 子籠敏人 殿

提出者 福祉文教委員会委員長 中村のりひと

提案理由

現在、交通運賃の割引制度の対象者は身体障害者手帳を所持する身体障がい者及び療育手帳（愛の手帳）を所持する知的障がい者となっており、精神保健福祉手帳を所持する精神障がい者はいまだに対象外となっているため、精神障がい者も交通運賃割引制度の対象とすることを求めるため。

精神障がい者に交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、障がい者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行された。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスを始めとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって、あきる野市議会は、国会に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障がい者も、身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

東京都あきる野市議会
議長 子籠敏人

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣
国土交通大臣